

アンケートで頂いた、ご質問・ご要望に対する回答		
説明会全般について	今後も定期的に説明会を実施して欲しい 説明会を対面で参加し、その場で質問を行いたい	説明会については引き続き実施してまいります。 今回はコロナ感染防止対策を踏まえ動画での開催でしたが、今後の状況に応じ、対面での開催も検討させていただきます。
議題2：核燃料貯蔵施設の管理について	資料2について 空間線量率ではなく、ガラスバッチを貯蔵室入口に設置し、線量当量を記録したものは、法令要求を満たしているか？ 資料2について 震度3以上の地震が発生した場合は、可能であれば貯蔵庫の表面を測定するようあるが、法令上明文化されたものか？その文書を教えて欲しい。	測定の方法については特段の定めはありません。施設毎に管理の状況が異なることから、測定の方法については個別にご相談ください。 原子炉等規制法第56条の3(保安のために講ずべき措置)第1項第一号に規定されている使用施設等の保全の考え方を踏まえた対応の例示として説明したものです。
議題6：廃止措置計画認可基準の見直しに係る核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正について	他の非該当使用者へ譲渡して管理委託する場合、管理費として金銭を支払う/受け取るには別途許可が必要か？	原子炉等規制法においては、核燃料物質の譲渡しに伴う金銭の授受に関する規定はありません。
	他の非該当使用者へ譲渡して管理委託する場合、両者合意であれば許可は不要か？	核燃料物質の譲渡の際には、原子炉等規制法第61条の規定に基づき、譲り受ける者が核燃料物質の使用許可等を有している必要があります。 核燃料物質の譲渡し先は、原子炉等規制法の第61条第7号に規定するとおり、原子炉等規制法の許可を受けた他の使用者等に限定されます。ただし、他の使用者に核燃料物質を譲り渡す場合、譲り渡す核燃料物質の種類及び最大存在量等が、譲渡し先の使用者が有する許可の範囲内となる必要があります。 【参考】原子炉等規制法第61条(譲渡しの及び譲受けの制限) 核燃料物質は、次の各号いずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けではない。 (以下、ただし書き略) 七 使用者が、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲渡し、又はこれらの者から第52条第1項の許可(第55条第1項の許可を含む。)を受けた種類の核燃料物質を譲り受ける場合
	規制庁として譲渡が可能となる受け入れ先の選別や情報開示をお願いしたい	譲渡しが可能となる受け入れ先の選別や情報開示について、原子力規制庁は譲渡し先の斡旋等を行っていません。 なお、原子力規制委員会では、核燃料物質の使用に関する関係法令、規則、許可を有する事業者のリストを以下ホームページで公表しています。 参考URL https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou3.html